

# ゴルフ場利用約款

## (約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方（メンバー・ゲストを問わず）は、当ゴルフ場の諸規則並びに本約款に従ってご利用いただけます。

## (利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、当ゴルフ場（会社）は署名者の施設利用をお引受けすることになります。プレーを途中で止めた場合の料金については細則に従っていただきます。

## (利用の申し込み)

第3条 プレーの申し込みは、当ゴルフ場の申し込み規定に従っていただきます。プレーをキャンセルされる場合のキャンセル料については細則に従っていただきます。

## (利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には、利用をお断りすることがあります。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき
- (2) ゲストについては、メンバーの同伴または紹介等がないとき
- (3) 予約をしないで来場されたとき
- (4) 天災その他、やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- (5) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき
- (6) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に所属していると認められるとき
- (7) 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき
- (8) 粗野な振る舞い等、他の来場者に不快な思いをさせる行為や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があったとき
- (9) 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき
- (10) 偽名または他人名義での申し込みをしたとき
- (11) 入れ墨がある等の理由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき
- (12) その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

## (休業日・開場時間)

第5条 当ゴルフ場の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりします。但し臨時的に変更することがあります。

## (利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
2. 当ゴルフ場または他のプレーヤーに対して好ましくない行為があったとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により、施設の利用ができないとき。
4. その他本約款にまたはクラブ会則もしくは、細則に違反したとき。

## (金銭・その他の貴重品)

第7条 1. 金銭その他貴重品については、当ゴルフ場所定の封筒にて記名封印の上、フロントにお預けいただかない限り、責任を負いません。  
2. お預かり品は、預かり証の持参人に預かり証と引き換えにお返しします。  
3. 預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。  
4. 貴重品ロッカーについては、鍵は各自の責任において管理し、その事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## (携帯品・自動車)

第8条 携帯品の紛失や駐車場における自動車の盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## (宅急便の取扱い)

第9条 宅急便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中のこれらの物品の盗難、紛失、破損等の責任は負いません。

## (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフ場は時により危険を伴う場合がありますのでプレーヤーは、エチケットマナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

## (遵守事項)

第11条 前条を守るために特に次の事項について注意して下さい。

1. (ティグラウンドにおける素振り)  
素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。  
プレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。
2. (飛距離の確認)  
先行組に対して後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。
3. (キャディおよびフォアキャディの合図)  
キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。
4. (打者の前方へ出ないこと)  
同伴プレーヤーは、打者の前方へは絶対出ないで下さい。
5. (隣接ホールへの打ち込み)  
隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですからプレーヤーは、自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

## (退避)

第12条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

## (ホールアウト後の退去)

第13条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

## (雷鳴があったとき)

第14条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、避難所等安全と思われる場所に退避して下さい。

## (火気使用の禁止)

第15条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸がらは、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

## (違背の場合の責任)

第16条 当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。  
1. 利用者が、第10条、第11条に違背し第三者に損害等の事故を発生させた場合。  
2. 利用者が、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条に違背して自ら損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

## (プレー終了後のクラブの確認)

第17条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブ及び所持品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足または損傷等について当ゴルフ場は責任を負いません。

## (施設に損害を与えた場合)

第18条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償していただきます。

## (施設内への持込み品)

第19条 施設内に下記のものを持ちこむことをお断りします。

1. 動物などのペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの
6. 他人に迷惑をおよぼし、または不快を与えるもの

## (行為の禁止)

第20条 施設内で下記の行為は、お断りします。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 他人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為
4. 利用者以外（含ギャラリー）のコース内立入り（特に許可する場合は除く）。なお、特に許可した場合であっても、利用者以外（含ギャラリー）が、損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

以上



JR内野カントリークラブ

JR UCHINO COUNTRY CLUB